

第 1 回化学物質施行状況検討会における指摘事項について (化学物質管理に関連する部分の抜粋)

1. 全般的な事項

「ハザードベースに加えてリスクベースの評価管理へ」はある種標語のように使われているが、未然防止原則や予防原則等の基本的な考え方から見た場合に、現行制度はどのように評価されるのか。仮に未然防止の考え方に立っているとすれば、化審法が前提としている未然防止の考え方とは何なのか。具体化する法的手立てには何があたるのか

SAICM 国内実施計画では「予防的取組方法の考え方」が明確に使われており、その観点から点検すべき。

化審法の化学物質の定義は「化学反応を起こさせることにより得られる化合物」だが、ナノ材料はナノに至るまでかなり化学反応させているので、化審法上の対応が必要なのではないか。ナノ材料の検討に当たっては、化審法で元素を対象外としている考え方を整理する必要がある。

化学物質のリスク評価・管理に関する一連の過程（プロセス）において、外国法においては、どの場面において、どの程度、事業者の関与が求められているのか。

2. 特定化学物質等の適切な管理の状況

2.1. 第二種特定化学物質

第二種特定化学物質の予定数量の変更命令、勧告、報告徴収、立入検査の実績を提示して欲しい。

トリクロロエチレン等の第二種特定化学物質に対してはリスク評価が実施されていない。適切なリスク評価と管理が検討される必要がある。

2.2. その他

化学物質のライフサイクル全体でリスク削減に向けた取り組みが重要。そのためには、事業者だけでなく、消費者・市民が廃棄等の自身の役割を認識することや、消費選択や適切な利用を実践できるような情報共有が必要。サプライチェーンを通じて情報が消費者に届くように、情報伝達の取り組みについても確認、検討して欲しい。

川上事業者と川下事業者での情報共有も重要。その状況も確認、検討して欲しい。

リスク評価を加えたことによって、これまで規制されていた物質の扱いはどのように変更されるのか。あるいは変更しないでもいいのか。

参考資料では化審法は規制措置が限定的で、海外では進んでいるようにも見えるが、実際には事業者もリスク管理の主体のため、事業者の取組も踏まえての検討が必要。また、海外ではどのような管理措置があり、化審法で同様の管理措置を検討すべきかどうか分かるような点検が必要。

WSSD2020 年目標は国際整合性を一つのキーワードとして挙げているので、この 5 年間でリスク管理をどこまで進めたのについても点検したほうが良い。

参考資料で日本、TSCA、REACH 規則の規制措置が並べられているが、化審法はややシンプルな印象がある。諸外国と同様に用途に係る新たな規制のあり方について、化審法でも検討する価値があるのではないか。なお、用途規制を導入するのであれば、情報伝達の課題も合わせて検討する必要がある。

ハザードが強い物質でありながら他法令で管理されていない物質はあるのか。仮にそのような物質があるとすれば、化審法で何らかの手当が必要ではないか。

除草剤は、現行の化学物質に関する個別法では対応がなされていないが、これについては化審法以外での対応の可能性はあるのか。

リスク管理措置のメニューとして、現行法はどのようなものを揃えているのか。こうしたメニューを多様化し、多様化するリスク態様に対して適確に対応を講ずることが必要。メニューの多様化を考えるにあたっては、国内法における他の法律、および外国法が有益な情報を提供すると思われる。こうした外国法との比較にあたっては、比較対象となる外国法と化審法とでの目的の異同が指摘されるところであり、この点に留意しつつも、人の健康および動植物への影響を低減するために、どのような法的手立てがあるか、および労働者暴露・消費者暴露の低減をもっぱら目的とする法的手立てであっても、環境暴露の低減に応用する可能性はあるか といった観点から行われることが、今般の検討にとって有益なのではないか。

以上